

半田市工事施行事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、建設工事の施行に関する事務（以下「工事施行事務」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（事務の流れ）

第2条 工事施行事務の流れについては、別表第1のとおりとする。

（決裁等区分）

第3条 工事施行事務に係る決裁等の区分については、別表第2のとおりとする。

（雑則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

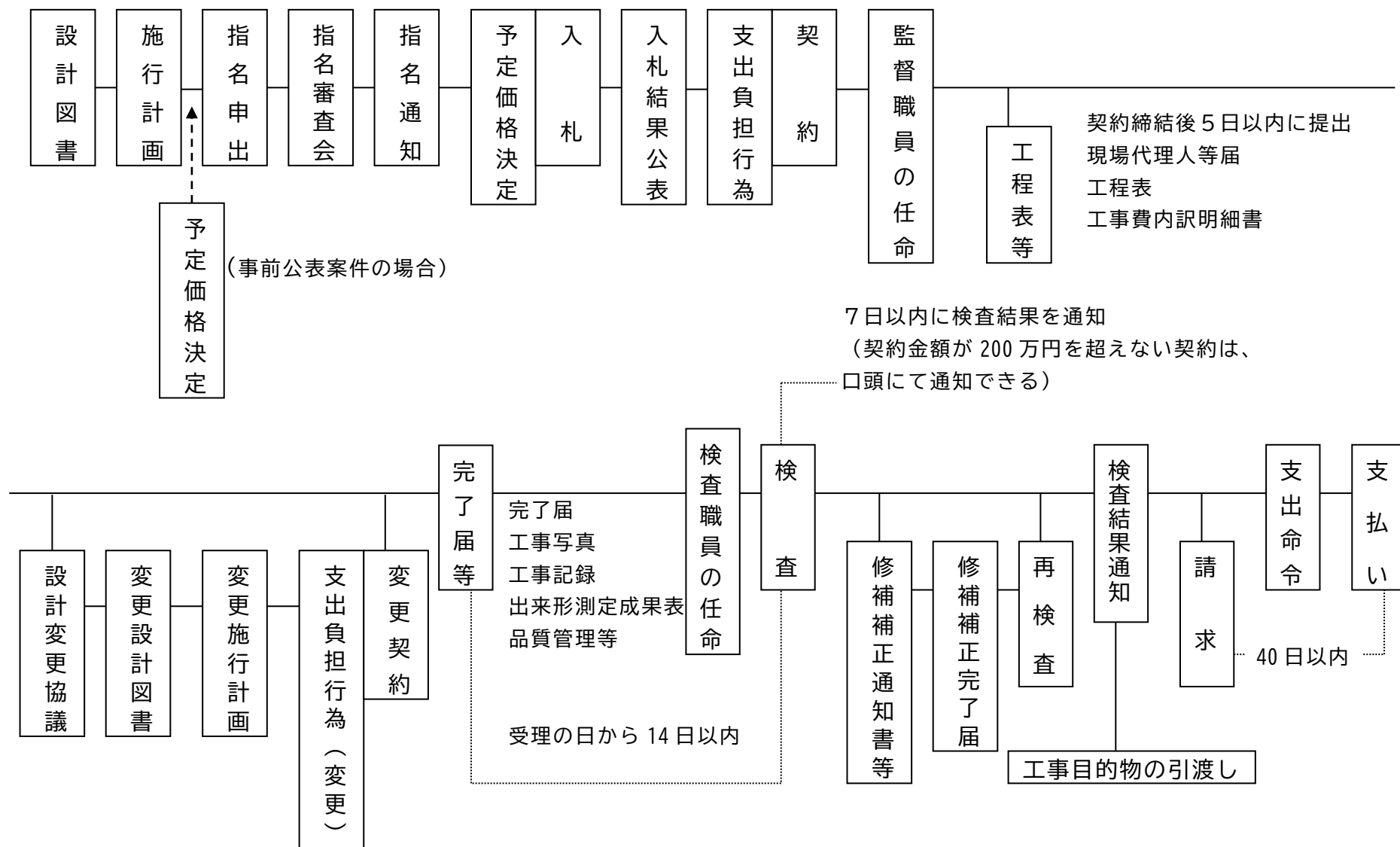
附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）工事施行事務の流れ



別表第2（第3条関係）工事施行事務決裁等区分

決裁・供覧		市長	副市長	部長・監	課長	摘要	根拠
書類名等							
1	設計図書				設計書表題決裁	施行計画回議書に添付。	
2	施行計画回議書	三千万円以上のもの	三千万円未満	一千万円以下	二百万円以下	金額は設計金額を示す。	事務決裁規程
3	指名業者の指名			二百万円以下		金額は設計金額を示す。	事務決裁規程 指名審査等事務取扱要綱
	指名業者選定申出書				二百万円を超えるもの	二百万円を超え六百万円以下は総務課長の決裁により決定	
	指名業者決定調書					六百万円を超えるものは指名審査会にて決定	
4	指名通知				全ての工事		工事施行事務実施要綱
5	予定価格の決定	三千万円以上のもの	三千万円未満	一千万円以下	二百万円以下	金額は設計金額を示す。	事務決裁規程
6	入札執行調書			二百万円を超えるもの	二百万円以下	金額は設計金額を示す。（供覧）	工事施行事務実施要綱
7	契約結果報告書					月末までに提出。	指名審査等事務取扱要綱
8	支出負担行為決議票	五千万円以上のもの	五千万円未満	一千万円以下	二百万円以下	一千万円を超えるものは総務部長、会計管理者に合議。	事務決裁規程
9	契約書	五千万円以上のもの	五千万円未満	一千万円以下	二百万円以下		事務決裁規程
10	監督職員任命通知書			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。	事務決裁規程
11	施工計画書						工事施行事務実施要綱
12	工事費内訳明細書			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。	
13	工程表						
14	現場代理人等届						
15	変更設計図書				変更設計書表題決裁	変更施行計画回議書に添付	
16	設計変更協議書			元設計金額の30%を超える又は、五百万円を超えるもの	元設計金額の30%以内でかつ、五百万円以下	金額は設計変更による増減額を示す。 変更施行計画回議書に添付。	設計変更事務取扱要綱
17	変更施行計画回議書	三千万円以上のもの	三千万円未満	一千万円以下	二百万円以下	金額は設計金額を示す。 増減の場合は変更後の金額、減額又は内容変更のみで金額の変更のない場合は当初の金額による決裁区分とする。	事務決裁規程
18	支出負担行為決議票（変更）	五千万円以上のもの	五千万円未満	一千万円以下	二百万円以下	一千万円を超えるものは総務部長、会計管理者に合議。 変更は、増減の場合は変更後の金額、減額又は内容変更のみで金額に変更のない場合は当初の金額による決裁区分とする。	事務決裁規程
19	変更契約書	五千万円以上のもの	五千万円未満	一千万円以下	二百万円以下		事務決裁規程
20	変更（工期延長のみ）		三十日を超えるもの	三十日以下	十五日以下		事務決裁規程
21	写真等			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。	工事施行事務実施要綱
22	完了届						
23	検査職員任命通知書			（総）一億五千万円を超えるもの	（総課）一億五千万円以下ただし、百万円以下は担当課	金額は設計金額を示す。	事務決裁規程
24	工事成績評定表			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。 専任監督員及び主任監督員は、工事完了時。検査職員は完了検査実施時。	工事検査要綱 工事施行事務実施要綱
25	検査調書			（総）一億五千万円を超えるもの	（総課）一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。 二百万円以下は省略可。	財務規則 工事検査要綱 工事施行事務実施要綱
26	検査結果通知書			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。（供覧） 二百万円以下は口頭可。	
27	請求書						
28	支出命令票	一億円以上のもの	一億円未満	一千万円以下 （総）五千万円以下	二百万円以下 （財）二千万円以下		事務決裁規程

（総）は総務部長、（財）は財政課長、（総課）は総務課長を示す。